

17 保 育

◎保育園【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 202）】

保護者が仕事などにより、昼間児童の保育ができないときに、下記の保育園で保育します。保育料は各家庭の課税状況等に応じて決定されます。通常保育以外に地域の児童福祉の強化を図るために、延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育を行っていますので、お尋ねください。

●保育園一覧

保育園名	住 所	電話番号	特別保育実施の有無		
			延長保育	一時保育	障害児保育
戸田保育園	戸田 13-69-1	43-2315	○	○	○
伊保内保育園	伊保内 2-61-1	42-2208	○	○	○
ひめはたるこども園 (保育園部門)	長興寺 14-33-3	41-1300	○	○	○

●保育料

◎0歳から就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。併せて、3歳以降の副食費も村内の保育園を利用した場合は無料となります。

- ・10月1日以降、国の制度では3歳児～就学前の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実質徴収されることになりましたが、その費用について村内の保育園を利用する場合、全額支援します。

◎無償化に伴う保護者の方の手続きは原則として不要です。

- ・保育料については、村の制度による無償（0歳～2歳児）と国の制度による無償（3歳児～就学前）の期間に分かれますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。（自動的に無償になります）
- ・副食費については、原則保護者の負担はありません。広域入所で他市町村の保育所を利用している方については、副食費の金額が月額4,500円を超えた場合のみ、その差額が保護者に請求されます。（園が定める副食費の額によって変わります。）
- ・行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ・延長保育と一時保育量は無償化の対象になりません。
- ・幼稚園の子どもが、預かり保育を利用する場合、認定手続きを行うことで、無償化の対象となります。申請方法については下記までお問い合わせください。

◎放課後児童クラブ【保健福祉課地域福祉係 ☎42-2111（内線 202）】

学童保育は、小学生を対象に放課後の留守家庭の児童たちの生活を守り、健全育成を図るための場所です。子どもたちは、指導員のもとで放課後遊んだり、勉強したりして過ごします。入所を希望する方は、保健福祉課又は村社会福祉協議会（☎ 41-1200）にお申込みください。

名 称	開催場所	住 所	定 員
九戸村学童クラブ	伊保内小学校内	伊保内 7-10-1	50人